

2020年3月25日(水)

2019年度 一般社団法人 城岳同窓会

第6回理事会

一般社団法人 城岳同窓会

〒 : 900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目21番53号

TEL/FAX : 098-867-2525

城岳同窓会ホームページ <http://www.jogaku.or.jp>

事務局長 與儀幸英 yogi@jogaku.or.jp

2019年度 一般社団法人城岳同窓会

第6回理事会

日時：2020年3月25日(水)

18:30~20:30

会場：城岳同窓会館 3階 会議室

会次第

司会：與儀幸英

1 会長あいさつ

会長 宮里博史

2 定足数の確認

事務局長 與儀幸英

3 議事

(1) 報告事項

事務局長 與儀幸英

1) 2019年度城岳賞の贈呈について

2) 2019年度第3期海外ショートステイプログラム(SAP)の中止について

3) 創立110周年記念事業第6回実行委員会の進捗状況について

4) 創立110周年記念祝賀会委員会(43期)キックオフの延期について

5) 創立110周年記念祝賀会及びゴルフ大会剰余金に関する合意書締結について

6) 基本財産及び特定財産の運用状況について

(2) 決議事項

第1号議案 2020年度定時社員総会の開催について

第2号議案 海外ショートステイ・プログラム規定について

第3号議案 A氏奨学金規定の表記及び追加項目について

第4号議案 2020年度収支予算案について

4 学校長あいさつ

学校長 上原源三

5 閉会のことば

副会長 與那覇博明

(1) 報告事項

1) 城岳賞の贈呈 (2月29日 (土))

- ・ 一年間の顕著な活動と実績に対して水泳部へ副賞として5万円を贈呈
- ・ 埼玉県越谷市の火災現場に於いての人命救助に対して玉城弘次郎君へ副賞として図書券 (1万円) を贈呈

2) 2019年度第3期海外ショートステイプログラム (SAP) の中止

(2月27日 (木))

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、国及び県においても公立小・中・高・特別支援学校の臨時休校及び諸行事の中止・縮小等を要請
- ・ 那覇高校として修学旅行の中止、卒業式の規模縮小を決定している事を鑑み派遣の中止を決定。

3) 創立110周年記念事業第6回実行委員会の進捗状況について

4) 創立110周年記念祝賀会委員会 (43期) キックオフ延期

- ・ 新型コロナウイルス感染防止の為延期 (3月7日 (土))

5) 創立110周年記念祝賀会及びゴルフ大会剰余金に関する合意書締結について

6) 基本財産及び特定財産の運用状況

(2) 決議事項

第1号議案 2020年度定時社員総会の開催について

第2号議案 海外ショートステイ・プログラム規定について

第3号議案 A氏奨学金規定の表記及び追加項目について

第4号議案 2020年度収支予算案について

- | | | | |
|---|---------|-----|-------|
| 5 | 学校長あいさつ | 学校長 | 上原源三 |
| 6 | 閉会のことば | 副会長 | 與那覇博明 |

I. 創立百十周年記念式典 (13:30~14:30)

司会：(教務主任) 豊見山 禎

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 開会のことば | 教 頭 |
| 2 二中並びに那覇高等学校校歌斉唱 | 指 揮 高江洲 奈 |
| 3 式 辞 | 校 長 上 原 源 三 |
| | 記念事業実行委員会々長 宮 里 博 史 |
| 4 周年事業報告 | 教 頭 伊志嶺 嘉 典 |
| 5 あいさつ | 沖縄県教育委員会教育長 |
| | PTA会長 |
| | 生徒会長 |

6 感謝状贈呈

(1) 校長の部

(23代) 山 田 保	(24代) 儀 間 清 隆
(25代) 森 田 邦 弘	(26代) 宮 城 勉

(2) PTA会長の部

(19代) 照 屋 尚 美	(20代) 玉 城 剛
(21代) 比 嘉 康 裕	(22代) 上 原 久
(23代) 宮 里 公 江	(24代) 宮 城 光 秀
(25代) 島 袋 善 克	

(3) 同窓会の部

(受賞者代表挨拶)

- | | |
|-----------|------------------|
| 7 祝 辞 | 那覇市長 城 間 幹 子 |
| 8 目録贈呈 | 実行委員会副会長 與那覇 博 明 |
| 9 祝電披露 | 教 諭 高江洲 奈 |
| 10 閉式のことば | 教 頭 |

II. 創立百十周年記念講演 (14:45~15:45)

演題：「 未 定 」

講師：広尾学園中学・高等学校校長 (元東京大学副学長)

南風原 朝 和 氏

III. 生徒行事 (16:00~16:45)

IV. 片付け (16:50~)

第1号議案

2020年度定時社員総会の開催について

1. 日時：2020年5月30日（土）18：00～20：00
2. 場所：城岳同窓会館 3階会議室
3. 議題

決議事項

第1号議案 2019年度貸借対照表・損益計算書（正味財産増減計算書）

並びにこれらの附属書類等及び会計監査報告について

報告事項

1. 2019年度事業報告について
2. 2020年度事業計画について
3. 2020年度収支予算について
4. 二中・那覇高等学校創立110周年記念事業について
5. 2019年度城岳賞贈呈について
6. 2020年度A氏奨学事業について
7. その他

一般社団法人城岳同窓会海外ショートステイ・プログラム規定

(目的)

第1条 この事業は A 氏奨学事業の一つとして、異文化を学び国際的視野を有する人材育成することを目的とする。この規定は、一般社団法人城岳同窓会（以下「城岳同窓会」という）定款第4条2項に基づき実施する海外短期研修制度に関して必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この事業の名称は「城岳同窓会海外ショートステイ・プログラム（以下「SAP）」とする。

(派遣対象者)

第3条 SAP 派遣対象者は次の通りとする。

1. 那覇高等学校在校生で心身ともに健康で英語力が一定水準であると認められる者。
2. 将来、地域社会や城岳同窓会への貢献が期待出来る者。

(派遣先)

第4条 SAP の派遣先として、沖縄県や城岳同窓会と交流が深い海外の学校とする。派遣の時期、期間については派遣先と協議のうえ決定する。

(派遣生の募集・選考)

第5条 SAP の募集・選考については次の通りとする。

1. 募集・選考に関して必要な事項は城岳同窓会と那覇高等学校で協議のうえ別途定める。
2. SAP に応募する者は、所定の申請書類を募集期日までに那覇高等学校長に提出しなければならない。
3. 毎年度の募集要項が決定次第、城岳同窓会長から那覇高等学校長へ募集依頼及び派遣候補者の推薦依頼を行う。
4. 那覇高等学校長から推薦された者に対し、城岳同窓会 SAP 委員会で選考面接を行い派遣者を決定する。

(派遣人数)

第6条 派遣者の人数は城岳同窓会の年度事業計画・予算で別途定める。

(派遣費用負担)

第7条 SAPの費用に関して、派遣生となった者は一部自己負担をしなければならない。
その金額、納付方法は募集要項で定める。

(事業の委託)

第8条 城岳同窓会はSAP事業の一部又は全部を関係機関に委託することができる。
委託先は城岳同窓会運営委員会で選定する。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は城岳同窓会運営委員会、理事会の議を経なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については城岳同窓会長及び那覇高等学校長で協議の上処理する。

(補足)

第11条 この事業は城岳同窓生A氏から母校・後輩支援のため拠出された浄財の資金運用の果実を充てるものである。A氏の意思を尊重し拠出金元本はSAP以外に使ってはならない。

附 則 この規程は令和2年3月25日から施行する。

一般社団法人 城岳同窓会 A 氏奨学金規定

(目的)

- 第1条 この事業は A 氏奨学事業の一つとして人材育成することを目的とする。
この規定は、一般社団法人城岳同窓会（以下「城岳同窓会」という）定款第4条2項に基づき実施する奨学金制度に関して必要な事項を定める。

(名称)

- 第2条 この奨学金制度の名称は「城岳同窓会 A 氏奨学金」とする。

(奨学生対象者)

- 第3条 奨学生対象者は次の通りとする。
1. 那覇高等学校在学中の学業、人物とも申し分なく、大学へ進学し学業継続するため経済的支援が必要と認められる者。
 2. 将来、地域社会や城岳同窓会への貢献が期待出来る者であること。

(奨学金の額)

- 第4条 奨学金の額は一人当たり次の通りとする。
1. 県内大学進学者 月額 30,000円 (年額 360,000円)
 2. 県外・海外大学進学者 月額 50,000円 (年額 600,000円)

(給付期間)

- 第5条 奨学金の給付期間は奨学金を受けてから1年間とする。

(給付人数)

- 第6条 奨学生の人数は城岳同窓会の年度事業計画・予算で別途定める。

(奨学生の募集・選考)

- 第7条 奨学生の募集・選考については次の通りとする。
1. 募集・選考に関して必要な事項は城岳同窓会と那覇高等学校で協議のうえ別途定める。
 2. 奨学金を希望する者は、所定の申請書類を募集期日までに那覇高等学校長へ提出しなければならない。
 3. 毎年度の募集要項が決定次第、城岳同窓会長から那覇高等学校長へ募集依頼及び奨学生候補者の推薦依頼を行う。
 4. 那覇高等学校長から推薦された者に対し選考委員会で面接を行い奨学生を決定する。

(奨学金の交付)

- 第8条 奨学金は、3月と8月の2回に分けて交付する。

(奨学金領収証の提出)

- 第9条 奨学金の交付を受けた者は、直ちに奨学金領収証を城岳同窓会会長あて提出しなければならない。

(学業成績の報告)

第10条 奨学生は、交付対象当該年度における学業成績表を城岳同窓会長あて提出しなければならない。

(奨学生の届け出事項)

第11条 奨学生は、交付対象当該年度中に次のいずれかに該当する場合は、直ちに城岳同窓会会長に届けなければならない。

1. 休学、転学、退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。
3. 住所、氏名その他重要事項に変更があったとき。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金を辞退する事ができる。転学、退学したときは奨学金を辞退したものとみなす。

(奨学金の支給停止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、城岳同窓会は奨学金の支給を停止することができる。

1. 第11条に該当するにも拘わらず届け出が無い場合。
2. 傷痕・疾病などのため成業の見込みがないと判断された場合。
3. 学業成績又は性行が不良と判断された場合。
4. 奨学生として適当でないと判断された場合。
5. 除籍処分で学籍を失った場合。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は城岳同窓会運営委員会、理事会の議を経なければならない。

(補足)

第15条 この奨学金は、城岳同窓生 A 氏から母校・後輩支援のため拠出された浄財の資金運用の果実を充てるものである。A 氏の意志を尊重し、拠出金元本は奨学金以外に使ってはならない。

(経費負担)

第16条 この奨学金制度に係る経費は城岳同窓会が負担する。

付則

この規定は平成20年6月 2日から施行する。

平成24年3月21日 一部改定

平成25年9月11日 一部改定

令和 2年3月25日 一部改定